

## 認定研究会管理規則

### (目的)

第1条 この管理規則は、一般社団法人東京都中小企業診断士協会城東支部(以下「城東支部」という)が認定する認定研究会の管理について定める。

### (定義)

第2条 認定研究会とは、主に城東支部に所属する会員(以下「城東支部会員」という)で構成する任意団体で、会員相互の研鑽、スキルアップ、コミュニケーションを図るとともに、その研究成果を広く世の中に発表することで、中小企業診断士としての活動に資することを目的とする独立した組織で、城東支部が認定したものをいう。

### (会員)

第3条 認定研究会の会員構成の要件は、下記のとおりとする。

- (1) 認定研究会の会員数は5名以上であって、かつ、その過半数が城東支部会員で構成されること。
- (2) 認定研究会の役員は代表幹事、連絡幹事等とし、すべて城東支部会員であること。
- (3) 他の士業や専門性のある民間コンサルタント等も、認定研究会に入会することができる。但し、一般社団法人東京都中小企業診断士協会に加入していない中小企業診断士は認定研究会に入会することができない。

### (認定申請)

第4条 第2条(定義)により城東支部会員が認定研究会を組織するには、以下の各号の内容による「認定申請書」を研究会部長経由で城東支部長に提出しなければならない。

- (1) 研究会の名称
- (2) 発起人氏名(支部会員3名以上)
- (3) 幹事(代表、連絡担当等)氏名と連絡先(住所、電話番号、メールアドレス)
- (4) 研究テーマおよびその内容・活動開始日
- (5) 会員名簿
- (6) 会合日またはその設定規則
- (7) 会合場所
- (8) 会費

### (認定承認)

第5条 研究会部長は、申請書の内容を審査し、城東支部の認定研究会として適切と認められる場合は、城東支部長の承認を得て「認定書」を交付する。

- 2 認定研究会は、認定内容に変更が生じたときは速やかに「認定内容変更届」を研究会部長経由で城東支部長に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 「認定申請書」並びに「認定書」および「認定内容変更届」の様式は別に定める。
- 4 認定研究会の認定期間は、5年間とする。
- 5 継続希望研究会は、新たに更新手続きをしなければならない。

(年間活動報告)

第6条 認定研究会は、研究会部長に対して以下の報告を所定の書式を用いて行わなければならない。

(1) 幹事氏名と連絡先、および会員名簿

- ① 代表幹事氏名、連絡幹事氏名および連絡先について、毎年度、研究会部長が指定する期日までに報告しなければならない。
- ② 当該年度の会員名簿について、毎年度4月末日までに提出しなければならない。会員名簿には、支部会員、支部以外の東京協会会員(支部名)、その他を明記する。
- ③ 上記事項に変更が生じた時は、速やかに報告しなければならない。

(2) 研究テーマ

当該年度の研究テーマを毎年度、研究会部長が指定する期日までに報告しなければならない。

(3) 年間活動報告

当該年度内の年間開催日、参加人数等を年間活動報告書に記載し翌年度4月末日までに報告しなければならない。

(関連行事等への参加)

第7条 認定研究会を構成する会員は、城東支部および東京協会が主催する関連行事に積極的に参加し、その運営に協力しなければならない。

(名称の使用と広報活動)

第8条 認定研究会は、TOKYO SMECA ニュース「城東支部だより」、スプリングフォーラム、秋の大会、その他研究会部が主催するイベント等を通じて、研究会等の活動状況および会員募集記事を認定研究会と称して広報することができる。

- 2 認定研究会が対外的に城東支部の名称を使用する場合は、「一般社団法人東京都中小企業診断士協会城東支部認定〇〇研究会」と明記し、その旨を研究会部長へ事前に報告しなければならない。
- 3 認定研究会が対外的に城東支部の名称を使用して、第2条(定義)に明記されていない活動を行う場合は事前に、部長会への申請を経て城東支部長の承認を得なければならない。

(設立補助金)

第9条 城東支部は、研究会の設立を支援するため、設立経費の一部を別表に定める基準により補助する。

(運営補助金)

第10条 城東支部は、認定研究会の運営を支援するため、運営費の一部を別表に定める基準により補助する。

- 2 補助金を受ける認定研究会は、第6条3項年間活動報告に規定している「年間活動報告書」を研究会部長に提出しなければならない。

- 3 活動予定(毎月)を研究会部に報告せず、TOKYO SMECA ニュースの「城東支部だより」に掲載できない号が年度内に3回以上ある場合は、補助金支援の対象から外すものとする。

(認定抹消)

第11条 認定研究会代表幹事より研究会部長経由で城東支部長に解散の届け出があった場合は、認定を抹消する。

- 2 研究会部長は、次の各号の何れかに該当する認定研究会に対して、研究会部の審議を経た後、部長会、および城東支部長の承認を得て、認定を抹消することができる。

- (1) 研究会部の運営に著しく支障を来たす行為があったと判断される場合。
- (2) 認定研究会の活動が有名無実になっていると判断される場合。
- (3) 城東支部もしくは東京協会の名誉信用等を害し、支部もしくは東京協会の運営に著しく支障を来たす行為があった場合。
- (4) 会員の要件を満たさない場合。
- (5) 城東支部長の承認を受けず城東支部の名前を使用して第2条(定義)に明記されていない活動を行った場合

(支援の停止)

第12条 城東支部は、認定を抹消された研究会に対して、補助金の支給並びに広報活動等に対する支援を停止する。

- 2 認定抹消された研究会は、城東支部との関連を明記した名称を使用してはならない。
- 3 認定抹消された研究会は、TOKYO SMECA ニュース「城東支部だより」に投稿することはできず、また、スプリングフォーラム、秋の大会、その他研究会部が主催するイベント等に参加することはできない。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、部長会の承認を得なければならない。

附 則

施行：平成27年4月2日

改定：平成29年4月3日

別表 研究会助成金一覧

別表 研究会助成金一覧

支給対象	助成金	支給条件	申請書
認定研究会の発足準備 (設立補助金)	1万円 ／設立時	認定研究会を新たに設立する ための準備会や創立総会 の開催	①研究会登録届 ②創立総会の議事録 ③会則 ④会員名簿
研究会の定例的な活動 (運営補助金)	2万円 ／年間	毎月の開催 (原則として年10回以 上)	①毎月の議事録 ②研究会開催 実施報告書